

鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正について

次のように改める。

令和4年11月22日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部を改正する条例

鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例（平成21年鹿沼市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「34歳」を「45歳」に改める。

第6条第2号中「及び」を「又は」に、「がいずれも34歳」を「のいずれかが45歳」に改め、同条第5号中「範囲内」を「金額以上」に改める。

第17条第1号中「又は」を「及び」に、「いずれかが40歳」を「いずれもが59歳」に改め、同条第2号及び第3号中「40歳」を「59歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条に規定する条件による入居者の公募その他の入居のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。